	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項	
特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項の規定にかかわらず、特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間		
特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項	
特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項の規定にかかわらず、特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間を合算して得た期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	
特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	
特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項の規定にかかわらず、特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間まげるの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	
特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	
特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項の規定にかかわらず、特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間まげるの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項において準用する第四十一条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	

項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	
て得た期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項の規定にかかわらず、特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項の規定にかかわらず、特例省令第三条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間を合算した期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	